

岐阜県防災ヘリコプター運航要領

令和2年9月24日
岐阜県危機管理部防災課長

目次

- 第1章 総則
- 第2章 運航計画及び運航命令
- 第3章 指揮所の運用
- 第4章 緊急運航
- 第5章 安全基準

第1章 総則

1 趣旨

本要領は、岐阜県防災ヘリコプターの運航管理要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、運航に関する具体的要領、手続き及び基準その他必要な事項を定めるもの。

2 適用範囲

本要領は、岐阜県防災航空隊の行うすべての運航に適用する。

第2章 運航計画及び運航命令

1 年間運航計画

防災航空隊長は、**様式第1号**により毎年3月15日までに次年度の運航計画を策定し、総括管理者に報告しなければならない。

2 月間運航計画

防災航空隊長は、**様式第2号**により毎月20日までに翌月の運航計画を策定し、毎月末までに総括管理者に報告するとともに、関係機関等に通知しなければならない。

3 運航命令と運航報告

- (1) 要綱第13条第1項の運航命令は、**様式第3号**により示す。
- (2) 防災航空隊長（又は要綱第12条第2項の代行者。以下本章において同じ。）は、日々の運航計画については原則としてその運航が行われる前日までに飛行承認を得るものとする（緊急運航を除く。）。ただし、天候、機材その他各種状況の変化等正当な理由があつて計画を変更する場合は当該飛行前までとする。
- (3) 防災航空隊長は飛行承認（前号の変更に関する承認を含む。）を得た時刻（発令時刻）を運航命令書に記録しておく。
- (4) 飛行承認を得た後の運航命令の変更について、30分を越えない範囲の行程変更又は機長以外の搭乗員の変更等、運航全体に大きな影響を来さないと判断される場合は都度の承認を得ることを要しない。

- (5) 要綱第12条第2項及び第14条第1項の「別に定める代行者」は、運航隊長とする。ただし、運航隊長が自ら乗務しない運航に限る。なお、安全管理者は、連絡が取れなくなるなどその職務を遂行できなくなるのが事前に予期できる場合は、あらかじめその予定を管理者、防災航空隊長、運航隊長及び消防航空隊長（当該期間中指揮所長に上番する予定がある場合）に報告又は連絡しておかなければならない。
 - (6) 防災航空隊長は、運航を実施した場合は運航命令書にその履行状況（着発時刻及び飛行時間等の実績）を記録するものとする。一方運航を中止した場合は、その理由を簡潔に添えて運航を中止した旨記録するものとする。
 - (7) 防災航空隊長は、その日の運航すべてが終了した後（残りのすべての運航を中止した場合も含む。）、その事実、異常の有無及びその他必要な事項を管理者に報告し、報告を完了した時刻を運航命令書に記録する。以上すべてを記入した時点で、これを「運航報告書」として取り扱う。
- 4 搭乗編成
- 要綱第16条の2の「その他の搭乗員」（操縦士以外の搭乗員）については運航の種類ごとに別紙1を基準とするが、防災航空隊長は、余剰馬力の確保、任務遂行上又は訓練進行上など運航目的を達成するための正当な理由がある場合は搭乗員を加減することができる。ただし、救急及び捜索救助活動における消防職員の下限は2名とする。
- 5 運航時間帯
- 要綱第20条の2の夜間運航の実施範囲は別紙2のとおりとする。

第3章 指揮所の運用

1 指揮所の開設

指揮所は、要綱第20条に示す運航時間において開設する。ただし、当該時間外に運航（当県に対する応援機の運航も含む。）がある場合又は防災航空隊長が必要と認める間は、その時間帯も開設するものとする。

2 指揮所の機能

指揮所は開設している間、主として次の業務を実施する。

- (1) 出場要請の受任と処置
- (2) 運航命令及び報告書の作成
- (3) 飛行計画書の処置
- (4) 航空機に対する航空情報及び気象情報等提供
- (5) 運航状況の把握及び実績の記録
- (6) 航空機に対する行動指示
- (7) 総括管理者等への運航状況報告又は情報配信
- (8) 他機関との連絡・調整
- (9) 受援に関わる各種手続き
- (10) その他特命事項

3 指揮所要員の構成と任務

指揮所要員の基本構成は指揮所長、総括係、連絡係及び運航管理担当者の4名とし、防災航空隊長が運航命令書により指名する。

なお、やむを得ない場合、運航管理担当者は連絡係を兼務できるものとする。また、防災航空隊長は必要に応じこれを増員することができる。指揮所要員の任務はそれぞれ次のとおり。

(1) 指揮所長

- ア 指揮所要員の指揮
- イ 上司報告・関係者への情報配信（主として緊急運航時；細部後述）
- ウ 飛行中の航空機に対する活動の指示

(2) 総括係

- ア 出場準備の総括
- イ 運航状況の把握
- ウ 無線通信
- エ 指揮所長の補佐
- オ その他特命事項

(3) 連絡係

- ア 情報収集と記録
- イ 運航状況の記録
- ウ 関係機関との連絡・調整
- エ 総括係の補佐
- オ その他特命事項

(4) 運航管理担当者

- ア 気象情報及び航空情報の収集・提供
- イ 飛行計画書の処置
- ウ その他特命事項

4 指揮所要員の指名順位

要員の指名優先順位は次のとおりとし、①指揮所長、②総括係、③連絡係の順に指名する。

	指揮所長	総括係	連絡係
第1順位	防災航空隊長	消防航空隊長	消防航空副隊長
第2順位	安全管理者	消防航空副隊長	消防航空隊員
第3順位	消防航空隊長	消防航空隊員	運航隊員
第4順位	—	—	管理班員
第5順位	—	—	運航管理担当者
第6順位	—	—	安全管理者

5 他機関への応援要請

ヘリコプター保有機関との相互応援協定に基づき応援を要請する場合、指揮所長は、管理者に災害状況等必要な情報を報告し、同機関に応援を要請することについて管理者の承認を得るものとする。なお、事案終結後、防災航空隊長は様式第3号の2により受援の結果を管理者に報告する。

第4章 緊急運航

1 体制に関わる日々の情報共有

(1) 第一出場機の事前指定

指揮所長は、緊急運航の出場準備が円滑に実行できるよう、航空機が飛行可能な状況においては常に緊急運航の搭乗員を活動種別ごとに指定しておくとともに、若鮎Ⅰ及びⅢの両機が飛行可能な状態にある場合は、事前に第一出場機を関係者一同に周知しておかなければならない。

(2) 体制に関わる管理者への状況報告

指揮所長は、人員、航空機及び施設等の状況変化の内、飛行の可否に影響を及ぼすもの（搭乗員の休暇、航空機の故障又は復旧等）については、変化の都度管理者に報告しなければならない。

2 要請受任の基準

緊急運航は、要綱第22条各号のいずれかに該当し、要綱第23条の基準を満たし、かつ、別紙3に示す条件のいずれかに該当する場合に受任するものとする。

3 対応可否回答

指揮所長は、要請等があった場合はその対応の可否を速やかに要請等の発信元に回答しなければならない。

4 出場要請等の受任の方法

(1) 要綱第22条第1号に基づく出場要請の受任

「岐阜県防災ヘリコプター支援協定書（平成31年1月1日）（以下「協定書」という。）」によるものとする。この際指揮所長は、協定書第4条に規定される場合を除き、「防災航空隊出場要請書」（様式第4号）を電話に続き速やかに提出するよう依頼するものとする。

(2) 要綱第22条第4号に基づく出場要請

公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）から臓器搬送要請書（様式第5号）により受任する。

(3) 前各号以外の出場要請、求め、指示又は依頼（以下「要請等」という。）

原則として電話により受任する。

5 県警航空隊長との事前協議

要綱第14条の県警航空隊長との協議の結果は、「捜索救助に関わる県警航空隊との協議記録」（様式第6号）に記録しておく。

6 緊急運航における飛行承認手続き

(1) 機長及び活動指揮者による上申

緊急運航の出場の際し、機長及び活動指揮者は、気象を始めとする各種条件に問題がなく、かつ航空機の活動時重量が第5章に示す重量制限以下と見積られる場合は、「出場確認報告書」（様式第7号）を指揮所長に提出して出場を上申する。同報告書は原則として一事案に付き一葉提出することとするが、ただし、次の条件下においてはそれぞれ各号に掲げる方法によるものとする。

ア 航空センター以外の場所で任務が付与された場合

紙面による提出が不可能又は極めて困難な場合においては、無線、電話その他の手段により口頭で必要事項を報告する（出場確認報告書は省略）か、又は指揮所要員が代行して作成する。

イ 類似した任務を一日の間に反復して実施する場合

最も厳しい条件で見積もったデータに基づき、出場確認報告書を当日最初の任務前に一葉提出する（提出可能な場合に限る。）ものとし、以後飛行条件が悪化しない限り提出を省略できる。ただし、最初に提出した出場確認報告書の有効期限は当日限りとする。

(2) 出場可否判断及び出场上申

指揮所長は前号の出場確認報告書又は口頭による報告に基づき「出場確認書」（様式第8号）に従い必要な項目について確認し、これに必要な事項を記入して出場に問題がないかを点検し、必要事項を記入した出場確認書を防災課に提出する（提出の手段は防災航空隊長随意）。この後の対応は、指揮所長が防災航空隊長である場合とそうでない場合についてそれぞれ次のとおりとする。

ア 防災航空隊長が指揮所長に上番している場合

指揮所長は安全管理者の助言を得て、出場可否を判断して管理者に出場を上申する。

イ 防災航空隊長以外の者が指揮所長に上番している場合

(ア) 安全管理者の場合

指揮所長は電話等により自らの助言を添えて防災航空隊長に出場を上申する。防災航空隊長は指揮所長からの報告に基づき出場可否を判断し、管理者に出場を上申する。

(イ) 消防航空隊長の場合

指揮所長は電話等で安全管理者から助言を得た後、その助言を添えて電話等で防災航空隊長に出場を上申する。防災航空隊長は、指揮所長からの報告に基づき出場可否を判断し、管理者に出場を上申する。

(3) 飛行承認

管理者（又は代行者）は防災航空隊長（又は代行者）からの報告及び提出された「出場確認書」により運航内容を確認し、運航に問題ないと判断した場合は当該飛行を承認する。

(4) 特殊事案

要綱第14条第2項の「特殊事案」とは、原子力災害、火山災害、テロ、武力攻撃事態、内戦、暴動又はNBC被害等、航空隊単独では管理困難なリスクを伴う事案とする。

7 総括管理者等への運航状況報告及び危機管理部員への情報提供

指揮所長（又は指揮所長が命ずる者）は、緊急運航の飛行承認後から飛行終了までの間、次の要領により航空機の運航状況を電子メール等により報告又は情報提供する。

(1) 配信先

ア 報告

総括管理者、副総括管理者及び管理者

イ 情報提供

危機管理部の係長以上の者（管理調整係を除く。）、警察兼務職員及び防災課員全員

(2) 配信の内容及び時期

要請日時、事案の概要、発災場所、活動種別、運航行程の主たる項目（計画及び実績）、その他必要な事項について、概ね結節ごとの適切な時期に送信するものとし、細部は指揮所長随意とする。

8 緊急運航実績報告

要綱第25条の報告は、様式9号により行う。

9 飛行指揮所運用時間外の対応

時間外に出場要請を受ける場合の対応は次のとおり。

(1) 緊急運航要請の窓口

消防航空隊長が窓口となる。消防航空隊長と連絡が取れない場合は、防災航空隊長とする。

(2) 出場に関わる協議

消防航空隊長は要請内容を防災航空隊長に報告し（防災航空隊長が窓口となつて要請の連絡を受けた場合は防災航空隊長が筆頭副隊長に連絡し）、これを受任する場合は当該両名で次の事項について協議する。

ア 出場機

イ 離陸時刻

ウ 出勤予定者の集合時刻

エ その他必要な事項

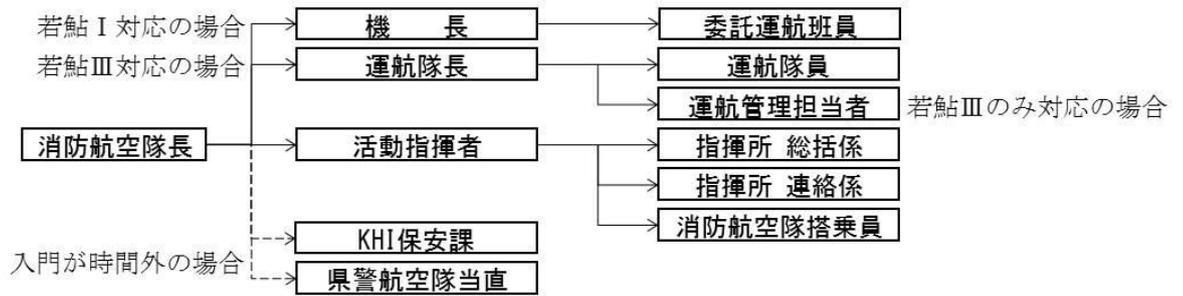
(3) 上司報告

防災航空隊長は安全管理者（又は第2章第3項に規定する代行者）の助言を得た上で管理者、副総括管理者及び総括管理者に必要な事項を報告する。

(4) 出勤予定者等への周知

消防航空隊長（又は筆頭副隊長）は、次の連絡網に従い出勤予定者等に必要事項を周知する。筆頭副隊長が対応した場合は、要請があった事実とその後の対応について、じ後可能な限り速やかに消防航空隊長に報告するものとする。

時間外対応連絡網



10 その他

(1) 医師搭乗時の帰院搬送

ア 消防本部からの依頼に応じて医師が搭乗した場合

消防応第241号（平成20年12月26日付け）に基づき、可能な範囲で航空機による帰院搬送に努めるものとする。（なお、この場合は消防応第65号（平成21年3月3日付け）に基づき、法第81条の2の適用を受ける。）

イ 医療機関の要請により医師が搭乗した場合

航空機の帰路行程に大きな影響を与えない範囲で要請元医療機関の要望に応じるものとする。なお、この医師の帰院搬送に関わる部分は法第81条の2の適用を受けないことに留意する。

(2) 救命士搭乗時の帰署搬送

県内における緊急運航において、要救助者とともに搭乗させた救命士を当該救命士の所属署から離れた（※）引き継ぎ場所に降機させた場合、当該救命士を帰署させるため航空機によりその近傍の臨時離着陸場まで搬送することができる。ただし、状況（搬送区間等）によっては車両によるものとし、これらの内いずれを使用するかは所要時間その他の状況により総合的に判断し、所属消防本部と協議の上決定する。

なお、航空機で行う帰署搬送に関わる部分は法第81条の2の適用を受けないことに留意する。

※当該区間を車両で移動した場合に、概ね1時以上を要する範囲とする。

(3) 公務中における部外私有車への同乗

搭乗員は、原則として緊急運航の最中に部外者の私有車に同乗しないこととする。任務遂行のため止むを得ず同乗せざるを得ない場合は、安全員を通じて指揮所長の許可を得ること。

(4) コンパニオンアニマル（伴侶動物）の救助

ア コンパニオンアニマル（伴侶や家族のような関係で人間に飼育されている動物）の機内収容は、救助の妨げにならず、速やかに救助が行えるよう、手提げ・肩提げが可能で強固な搬送用ペットケージ、キャリーバッグに収容するものとする。補助犬、災害救助犬は、これを適用しない。

イ 落下の危険や乗組員に与える危険を勘案し、機内収容は着陸により行う。

ウ 置き去りとするときは、所有者等に搭乗の危険性について説明を行い、地上活動隊等による救護が行われるよう情報の伝達を行う。

エ コンパニオンアニマル以外の愛護動物（牛、馬、めん羊などの経済動物、野生動物）は航空機以外の対応を求める。

第5章 安全基準

1 行動方針の決定

運航において行動方針に関わる協議の結果搭乗員間で意見が別れた場合、機長は例え任務遂行に消極的なものであったとしても安全側意見を採用しなければならない。

2 重量制限

- (1) 航空機の余剰馬力は安全マージンそのものであることを念頭に、その運航に際しては、関係者全員が常に軽量化に努めなければならない。
- (2) やむを得ず搭乗者、搭載物品又は燃料により機体重量が増加せざるを得ない場合においても、地面効果外ホバリングを伴う活動時の機体重量は、地面効果外ホバリング可能最大重量の95%以下としなければならない。

3 救助方法の優先順位

救助・救急活動において要救助者を機内へ収容する場合は、リスク局限のため次の要領によるものとする（優先順位はこの表記順）。

- (1) 着陸状態
- (2) 低高度ホバリング又は部分荷重状態
- (3) 障害物のできるだけ少ない場所に要救助者を搬送した後、ホイスト使用
- (4) 要救助者の付近の上空でホイスト使用

4 狭隘地における活動

- (1) 障害物との離隔距離及び高度差

狭隘地において最低安全高度以下の飛行をする場合は、水平方向の障害物に対しては主・尾部回転翼端から5m以上の距離を、下方の障害物に対してはスキッド底面から10ft以上の高度差をそれぞれ維持しなければならない。

- (2) 送電線等の回避

送電線、索道等の線状障害物、橋梁、岩壁のオーバーハングその他障害物の下に潜ってはならない。送電線の上空を通過する場合は、十分な高度差が確保できる場合を除き原則として鉄塔の直上を通過する。

5 操縦交代

ホバリングの目標が取りづらいなどの理由により右席による操縦が困難な場合は左席に操縦を交代する。

6 飛行場以外の場所における離着陸（法第81条の2の適用時）

構築物屋上の離着陸場等、専用に整備され、かつ無関係者の立ち入りが制限されている場所を除き、次を基準として運用するものとする。

- (1) 離着陸場所の選定

原則として要綱第3条の臨時離着陸場（以下「臨着場」という。）を優先的に使用するものとする。ただし、次の条件をいずれも満たす場合は臨着場以外の開豁地において離着陸することを妨げない。（注意：以下は他人の土地への無断立ち入りを許可する条件ではない。）

ア 近傍に任務達成に適した臨着場が他にない。

イ 上空からの偵察の結果、離着陸に伴うリスクが十分に管理可能と機長が判断した場合。

(2) 警戒支援の確保

臨着場又はそれ以外の開豁地のいずれに離着陸する場合においても、努めて地上隊による警戒支援を得ること。ただし、航空隊が平素より訓練で使用していて、搭乗員が当該臨着場及び周囲の状況を十分に把握している場合を除く。

7 活動の中止

(1) 活動中止基準

機長は、次の内いずれかに該当する場合は活動を中止しなければならない。

ア 本章第2項に示す重量以下であっても、現場において余剰馬力に不足を感じる場合

イ 乱気流又は下降気流等により安定したホバリングが困難な場合

ウ 雲又は降水現象等により活動に必要な視程が維持できなくなると判断される、あるいは現に維持できなくなった場合

エ 搭乗員の中で、これ以上の活動継続が危険との理由により中止を提議する者が一人でもいた場合

(2) 緊急運航における活動中止時の対応

ア 機長又は活動指揮者は、緊急運航中に前号により活動を続けることが危険であると判断した場合は、当該活動を中断するとともに、危険を回避したのち直ちに指揮所長に報告し指示を受ける。

イ 指揮所長は、前号の規定による報告又はその他の情報に基づき、緊急運航中に活動を続けることが危険であると判断した場合は、直ちに機長及び活動指揮者に活動中止を指示し、管理者にその旨報告するものとする。

8 定時報告

機長は、飛行中30分ごとに運航状況を指揮所に報告しなければならない（報告手段は機長随意）。ただし、以下の条件をすべて満たす場合はこれを省略することができる。

(1) 飛行範囲が管制圏内又はその周辺であること。

(2) 指揮所において管制周波数を聴取するか、あるいは指揮所から航空機を直接目視できる等により航空機からの報告がなくとも指揮所がその動向を把握可能であること。

(3) 指揮所長から事前に許可を得ていること。

9 水難救助における事故防止

別に定める。

附 則（平成29年6月13日）

- 1 この要領は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 次の規程類は、本要領の施行をもって廃止する。
 - (1) 防災ヘリコプター救急出動基準（平成22年4月1日）
 - (2) 救急・救助活動の際の防災ヘリコプター運航基準（平成22年4月1日）
 - (3) 夜間運航実施基準（平成27年3月2日）
 - (4) 水難救助安全管理マニュアル（平成24年8月22日）
 - (5) 岐阜県防災ヘリコプター臓器搬送要領（平成23年8月17日）

附 則（平成29年10月31日）

- 1 この要領は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成30年7月27日）

- 1 この要領は、平成30年7月27日から施行する。

附 則（平成30年8月24日）

- 1 この要領は、平成30年8月24日から施行する。

附 則（平成30年11月7日）

- 1 この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和元年8月14日）

- 1 この要領は、令和元年8月14日から施行する。

附 則（令和2年9月24日）

- 1 この要領は、令和2年9月24日から施行する。

操縦士以外の搭乗編成基準

1 若鮎 I

運航の種類		搭乗員	整備士 (※1)	活動指揮者	降下員	操作／誘導員	補助員	地上支援員 (※2)	
緊急運航	救急活動			1			1		
	捜索救助活動			1	2(※3)				
	火災防ぎよ活動	空中消火		1(※2)	1		1		1
		火災現場偵察			1				
		住民の避難誘導・広報			1				
		要員又は 資機材等空輸	機内搭載		1				
			機外吊下げ	1(※2)	1		1		1
		その他		内容に応じて上記に準じるものとし、細部は防災航空隊長所定とする。					
	災害応急対策活動	状況把握及び情報収集			1			1	
		救援物資・応援 要員等空輸	機内搭載		1				
			機外吊下げ	1(※2)	1		1		1
		避難誘導・警報伝達			1			1	
		その他		内容に応じて上記に準じるものとし、細部は防災航空隊長所定とする。					
消防組織法第44条に基づく運航		1 広域航空消防応援の場合は活動内容に応じて上記による。 2 緊急消防援助隊の場合は別に示す。							
臓器搬送			1						
通常運航	災害予防 対策活動	災害危険箇所等の調査		1					
		住民への災害予防の広報		1					
		各種防災訓練等への参加	内容に応じて上記に準じるものとし、細部は防災航空隊長所定とする。						
	訓練								
	一般行政目的による利用								
航空隊要務									
その他総括管理者が必要と認める活動									

※1 途中経路上において給油を伴うことが予期される場合は、原則として出場時に1名搭乗。

※2 活動拠点で地上支援を行う。拠点が複数ある場合はその数に応じて地上支援要員を追加するものとする。

※3 飛行条件、活動内容に応じ1名とすることも可。

2 若鮎Ⅲ

運航の種類		搭乗員	整備士 (※1)	活動指揮者	降下員	操作／誘導員	補助員	地上支援員 (※2)	
緊急運航	救急活動		1	1			1		
	捜索救助活動			1	2(※3)	1			
	火災防ぎよ活動	空中消火		1(※2)	1		1		1
		火災現場偵察			1				
		住民の避難誘導・広報			1				
		要員又は 資機材等空輸	機内搭載		1				
			機外吊下げ	1(※2)	1		1		1
	その他		内容に応じて上記に準じるものとし、細部は防災航空隊長所定とする。						
	災害応急対策活動	状況把握及び情報収集			1			1	
		救援物資・応援 要員等空輸	機内搭載		1				
			機外吊下げ	1(※2)	1		1		1
		避難誘導・警報伝達			1			1	
		その他		内容に応じて上記に準じるものとし、細部は防災航空隊長所定とする。					
	消防組織法第44条に基づく運航		1 広域航空消防応援の場合は活動内容に応じ上記による。 2 緊急消防援助隊の場合は別に示す。						
	臓器搬送			1					
通常運航	災害予防 対策活動	災害危険箇所等の調査			1				
		住民への災害予防の広報			1				
		各種防災訓練等への参加		内容に応じて上記に準じるものとし、細部は防災航空隊長所定とする。					
	訓練								
	一般行政目的による利用								
航空隊要務									
その他総括管理者が必要と認める活動									

※1 途中経路上において給油作業が予期される場合は、原則として出場時に1名搭乗。

※2 活動拠点で地上支援を行う。拠点が複数ある場合はその数に応じて地上支援要員を追加するものとする。

※3 飛行条件、活動内容に応じ1名とすることも可。

夜間緊急運航実施範囲

1 全般留意事項

- (1) 基本的に防災活動は昼間に終結することが前提であり、ここに示す時限等は夜間運航に伴うリスクを局限するための限界線であることを認識する。
- (2) これらの時限は晴天時を基準としているため、操縦士は各種状況（天候による周囲の明るさ及び自らの経験や技量等）を客観的に判断し、これら時限は適宜調整すること。
- (3) 操縦士はここに示す限界までの活動を期待/強制されていると認識すべきではない。操縦士は「どこまで我慢できるか」のチキンレースをすべきではないし、また同時に周囲の者は操縦士の競争心を煽るような言動は厳に慎むこと。

2 場所ごとの夜間離着陸時限と必要な経験

注：飛行場以外の場所における夜間照明は、基本的には場外離着陸許可の事務処理基準に適合した/するものを完全な状態で作動させること。

場 所	機長の最近の経験 (夜間離着陸回数)	時 限	備 考
飛行場	過去半年に1回以上(場所不問)	なし	
	上記に達せず	日没後30分	
構築物屋上	過去半年に構築物屋上において 1回以上	なし	
	上記に達せず	日没まで	傷病者受け渡し後の離陸についてはこの限りではない。
飛行場以外 の離着陸場	過去半年に1回以上(場所不問) で、かつ当該場所において1回以 上(経過日数不問)	日没後30分	
	上記に達せず	日没まで	地上において不可抗力により日没を迎えた場合において、残光により十分に周辺障害物が視認できる間に限り離陸は可とする。

緊急運航出場基準

1 救急活動

(1) 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められる場合

(2) 傷病者発生地への医師又は医療器材等の空輸

交通遠隔地において、傷病者を医療機関へ搬送することを前提として傷病者発生地へ医師、医療資器材、医薬品等を搬送する必要があると認められる場合

(3) 高度医療機関への傷病者の転院搬送

次の条件をすべて満たす場合

ア 高度医療が必要又は特殊疾患等に対する専門医療が必要であり、要請元医療機関での治療が困難であること。

イ 原則として要請元医療機関の医師又は看護師が同乗すること。同乗できない場合は、航空隊のみで搬送することについて、要請元医療機関が患者、家族等に説明し、了承を得ること。

ウ 搬送先まで無給油で到達可能であること。

(4) その他

特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

2 搜索救助活動

(1) 水難事故及び山岳遭難事故等における搜索・救助

現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

(2) 高層建築物火災における救助

地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

(3) 山崩れ又は水害等により陸上から接近できない被災者の救助

被災者の救出が緊急に必要と認められる場合

(4) 大規模事故等における救助

航空機事故、列車事故、高速道路等での大規模事故等において、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

(5) その他

航空機による救助活動が有効と認められる場合

3 火災防ぎょ活動

(1) 空中消火

林野火災等において、地上における活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

(2) 火災現場偵察

林野火災又は大規模火災等において、地上からは火災の全般又は細部状況が把握できないため、航空機により上空から確認する必要がある場合。この場合、現地対策本部要員等を同乗させ、実地に確認させることを妨げない。

(3) 大規模火災における避難誘導・広報

被害が広範囲で、かつ住宅地への延焼拡大の恐れがあるなど、避難誘導をする、又は注意喚起をする必要がある場合

(4) 交通遠隔地への消防要員又は資器材等の空輸

交通遠隔地において、消防要員、資器材等の搬送手段が航空機以外にない場合、又は航空機による搬送が有効と認められる場合

(5) その他

特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

4 災害応急対策活動

(1) 自然災害又は大規模事故等の状況把握及び情報収集

地震、台風、洪水、噴火、豪雪等の自然災害又は鉄道又は航空事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、若しくは発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

(2) 被災地等への救援物資又は応援要員等空輸

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品、復旧資材等の救援物資、医薬品並びに応援要員、医師等を緊急に空輸する必要があると認められる場合

(3) 各種災害時における避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

(4) その他

特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

5 消防組織法第44条の規定に基づく消防庁長官からの出動の求め又は指示に基づく運航

広域航空消防応援として、又は緊急消防援助隊航空小隊としての派遣先への集結及び任務終了後の撤収

6 臓器搬送

公益社団法人日本臓器移植ネットワークにおいて講じる手段（緊急自動車及び民間の航空便等の公共交通機関の利用）では、臓器の移植可能時間を超えるなど、事態が急迫し、緊急に搬送を行う必要があつて、同ネットワークから搬送の依頼があつた場合。ただし、搬送の範囲は、臓器ごとに次の最長搬送時間内に到達可能な範囲とする。

臓器	最長搬送時間
心臓	2～3時間
肝臓	10時間
肺	6時間
腎臓	22時間
膵臓	22時間
小腸	10時間

様式第1号 (第2章 1)

岐阜県防災ヘリコプター年間運航計画(○年度)																		(若鮎○)			
月		4月			5月			6月			7月			8月			9月			合 計	
旬		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
月 別 時 間																					
内 訳 時 間																					
運 航 の 種 類	災 害 予 防 対 策	危険地箇所調査																			
		災害予防広報																			
		各種防災訓練等																			
	訓 練	○○訓練																			
		○○訓練																			
		○○訓練																			
		○○訓練																			
		○○訓練																			
	行政利用																				
	そ の 他	航空隊要務																			
予備																					
整 備 項 目																					
整 備 予 定 日 数 (日)																					

訓練の内容は防災航空隊長所定とし、○○には適宜訓練内容を記入のこと。

様式第1号 (続き)

月		10月			11月			12月			1月			2月			3月			合 計		
旬		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
月	別	時 間			時 間			時 間			時 間			時 間			時 間					
詳 細		時 間			時 間			時 間			時 間			時 間			時 間					
運 航 の 種 類	災 害 予 防 対 策	危険地箇所調査																				
		災害予防広報																				
		各種防災訓練等																				
	訓 練	○○訓練																				
		○○訓練																				
		○○訓練																				
		○○訓練																				
		○○訓練																				
	行政利用																					
	そ の 他	航空隊要務																				
予備																						
整 備 項 目		時 間			時 間			時 間			時 間			時 間			時 間					
整 備 予 定 日 数 (日)		時 間			時 間			時 間			時 間			時 間			時 間					

様式第2号 (第2章 2)

年 月 日

岐阜県防災ヘリコプター 若鮎○ 月間運航計画 ○年 ○月

岐阜県防災航空隊

日	曜日	運航目的	飛行場所(市町村)	経由(着陸)場所等	時間帯	飛行時間	整備計画	日	曜日	運航目的	飛行場所(市町村)	経由(着陸)場所等	時間帯	飛行時間	整備計画
1								16							
2								17							
3								18							
4								19							
5								20							
6								21							
7								22							
8								23							
9								24							
10								25							
11								26							
12								27							
13								28							
14								29							
15								30							
								31							

様式第3号 (第2章 3)

センター長 (旅行命令権者の認 印)									

発令年月日：
所属部局課：

運航命令書／報告書 兼 旅行命令書／復命書

運航日： 年 月 日

機 体	時間帯 (記録飛行時間)	飛行目的 (用務)	職氏名			キャビン(下線:陸行)	経由(離着陸)地点 (用務先) 上段:計画 / 下段:実績	備考	確認	飛行 承認
			PIC	MP	CP					
	～ (:)									
	～ (:)									
	～ (:)									
	～ (:)									
	～ (:)									
									報告確認	
									運航報告完了	

指揮所勤務

	指揮所長	総括係	連絡係	運航管理担当者
AM				
PM				

注 搭乗員は姓・名のいずれかにより示すことを妨げない(個人が特定できる場合に限る)。この場合、その職氏名の一覧を別紙として添付すること。

様式第3号の2 (第3章 5)

防災課長	地域防災支援監	山岳遭難・火山対策室長	防災対策監	防災対策監			
					防災企画係	災害対策係	山岳遭難対策係

センター長		安全管理者	運航隊長		消防航空隊長			
	消防航空係長			運航隊		消防航空副隊長	活動指揮者	起案

年 月 日

管理者 様

岐阜県防災航空隊長

ヘリコプター保有機関との相互応援協定に基づく受援結果報告書

基本情報	活動種別		要請機関				
	発生日時						
	要請日時						
	発信者		受信者				
	発生場所						
	災害の概要						
	現地の気象	天候	風向風速	m/s	気温	℃	視程
受援	応援要請先		受信者				
	要請日時						
	要請に至った理由	若鮎Ⅰ： 若鮎Ⅲ：					
	根拠協定						
活動実績	時系列	別添参照。					
	消火	回	リットル	資機材搬送	回	kg	
	救助	回	人	情報収集	回		
	救急	回	人	調査	回		
特記事項							
			記載者				

防災航空隊出場要請書

防災航空隊長 様

要請団体機関
代表者氏名
電 話
F A X

1 発 信 者	所属(課)	職・氏名
2 要 請 日 時	年 月 日 (曜日)	時 分
3 消 防 覚 知 日 時	年 月 日 (曜日)	時 分
4 災 害 種 別	(1)火災 (2)山岳事故又は遭難 (3)水難事故 (4)自然災害 (5)その他()	
5 要 請 内 容	(1)救急 (2)捜索救助 (3)空中消火 (4)偵察 (5)機材・物資等空輸 (6)その他()	
6 発 生 場 所 目 標	場所 (市町村) 番地 県別マップル P 北緯 度 分 秒 / 東経 度 分 秒	
7 事 故 概 要 又 災 害 概 要	-----	
8 気 象 (災害現場)	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視程 km (警報 注意報)	
9 出 場 先 離 着 陸 場	離着陸場所()管理番号() 主運用波 4 統制波(1・2・3) コールサイン() 搭乗者()名(内訳)	
10 搬 送 先 離 着 陸 場	離着陸場所()管理番号() 主運用波 4 統制波(1・2・3) コールサイン()	
11 傷 病 者 等	住所 携帯電話 氏名 生年月日 . . . 歳 男・女 傷病名 程 度 (重 . 中 . 軽)	
12 現 場 指 揮 本 部	指揮者氏名 携帯電話 主運用波4 統制波(1・2・3) コールサイン	
その他特記事項	-----	

※以下の項目については、防災航空隊で記入し、出場決定後、連絡します。

1 航空隊活動指揮者 無 線 種 別	コールサイン ぎふけんへり(I . III) 主運用波4 統制波(1・2・3)	
2 到 着 予 定 時 間	年 月 日	時 分 頃
3 活 動 予 定 時 間	時間	分
※ その他の特記事項		

防災航空隊第1事務所	TEL 058-385-3772 FAX 058-385-3774	受信者	
------------	--------------------------------------	-----	--

臓器搬送要請書

岐阜県防災航空隊長 様

（日付）

（要請者名）

1 発信者 (担当窓口)	所属・氏名・連絡先		
2 要請日時	年 月 日 (曜日) 時 分		
3 搬送臓器	<input type="checkbox"/> 心臓 <input type="checkbox"/> 肺 <input type="checkbox"/> 肝臓 <input type="checkbox"/> 脾臓 <input type="checkbox"/> 腎臓 <input type="checkbox"/> その他 ()		
4 臓器提供施設	施設名		Tel
	所在地		
5 臓器移植施設	施設名		Tel
	所在地		
6 搬送日時	年 月 日 (曜日) 時 分頃		
7 搬送区間	～		
8 搭乗者	所 属	氏 名	
9 主な携行品	(品名、大きさ、重量)		
10 その他特記事項			

搜索救助に関わる県警航空隊との協議記録

年 月 日

協議内容	
1	事案の概要
2	協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一出場機 ・ 次直機（必要時）の離陸時刻 ・ 搜索範囲 ・ その他 ()
3	協議を行う者 (代行者名) 防災航空隊長 () ・ 警察航空隊長 ()
4	協議方法 電話 ・ 直接対面
5	確認事項
	①現場で主体となって活動している地上部隊 消防 ・ 警察
	②自隊での活動の可否 可 ・ 否
	③現場までの所要時間又は到着可能時刻 防災 ・ 警察
	④要救助者の状態
	⑤その他相互に調整が必要となる事項
6	出場 防災 ・ 警察
7	決定理由

年 月 日			
出場確認報告書(若鮎I)			
活動種別			
発生場所	又はその周辺		
気象状況(機長)	現況	予報	警報・注意報
	出発地	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
	経路	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 大雨 <input type="checkbox"/> 雷 <input type="checkbox"/> 強風 <input type="checkbox"/> 大雪
	活動現場	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 濃霧
活動時間(機長)	活動可能時間		
	日没時刻		
運航重量(機長)	機体空虚重量	kg	
	搭乗者	搭乗員	名 kg
		要救等	名 kg
	装備・資機材	kg	
	離陸燃料	kg	
	基地離陸重量	kg	
	活動時燃料	kg	OGE HOV重量比
	活動時重量	kg	%
	現場OGE HOV 可能最大重量	kg	標高
			気温
			m °C
着陸場所(機長)			
地上支援(機長)	有 無	有 無	有 無
機長 氏名			
活動状況 (活動指揮者)	現場状況 <input type="checkbox"/> 山岳 <input type="checkbox"/> 水上 <input type="checkbox"/> その他		
資機材等 (活動指揮者)	<input type="checkbox"/> 資機材 <input type="checkbox"/> 個人装備品		
地上隊 (活動指揮者)	地上隊現場到着の有無 <input type="checkbox"/> 有 (到着予定時刻 :) <input type="checkbox"/> 無		
活動指揮者 氏名			

出場確認報告書(若鮎Ⅲ)											
活動種別											
発生場所								又はその周辺			
気象状況(機長)		現況		予報		警報・注意報					
		出発地		□可 □否		□可 □否		□大雨 □雷			
		経路		□可 □否		□可 □否		□強風 □大雪			
		活動現場		□可 □否		□可 □否		□濃霧			
活動時間(機長)		活動可能時間									
		日没時刻									
運航重量(機長)		機体空虚重量				lbs		/			
		搭乗者		搭乗員		名				lbs	
				要救等		名				lbs	
		装備・資機材				lbs					
		離陸燃料				lbs					
		基地離陸重量				lbs					
		活動時燃料				lbs				OGE HOV重量比	
		活動時重量				lbs		% (区域A)			
								% (区域B)			
		現場OGE HOV 可能最大重量		区域A		lbs		標高			
				区域B		lbs		m		気温 ℃	
着陸場所(機長)											
地上支援(機長)		有 無		有 無		有 無		/			
機長 氏名											
活動状況 (活動指揮者)		現場状況 □山岳 □水上 □その他									
資機材等 (活動指揮者)		□資機材 □個人装備品									
地上隊 (活動指揮者)		地上隊現場到着の有無 □有 (到着予定時刻 :) □無									
活動指揮者 氏名											

様式第8号（第4章 6）

出場確認書

事案概要					
出場機体	若鮎Ⅰ ・ 若鮎Ⅲ				
要請日時	年 月 日 () 時 分				
運航の種類	<input type="checkbox"/> 救急 <input type="checkbox"/> 捜索救助 <input type="checkbox"/> 火災防御 <input type="checkbox"/> 災害応急対策 <input type="checkbox"/> 第44条運航 <input type="checkbox"/> 臓器搬送 <input type="checkbox"/> その他()				
確認事項	確認者	細部確認項目			
緊急運航要件	指揮所長	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 公共性 <input type="checkbox"/> 非代替性			
発災場所	指揮所長	<input type="checkbox"/> 県警申し合わせ第5条の“局地” <input type="checkbox"/> 上記以外			
警察航空隊との 連絡・協議(捜索 救助事案のみ)	防災航空隊長	警察航空隊と出場協議を行う場合 <input type="checkbox"/> 両機関とも第一報を受理した。 <input type="checkbox"/> 防災のみが第一報を受理したが、防災が迅速に対応できない。 <input type="checkbox"/> 警察のみが第一報を受理したが、警察が迅速に対応できない。 (協議内容：様式5「捜索救助に関わる県警航空隊との協議記録」)			
		協議結果	<input type="checkbox"/> 防災対応	<input type="checkbox"/> 警察対応	
気象状況	機長	場所	現況	予報	警報・注意報
		出発地	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 大雨 <input type="checkbox"/> 雷
		経路	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 強風 <input type="checkbox"/> 大雪
		活動現場	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 濃霧
活動可能時間	機長	活動可能時間 (:) 日没時刻 (:)			
活動環境	指揮所長	<input type="checkbox"/> 山岳 <input type="checkbox"/> 水上 <input type="checkbox"/> その他			
資器材等	活動指揮者	<input type="checkbox"/> 資機材 <input type="checkbox"/> 個人装備資機材			
活動時重量	機長	搭乗人員・傷病者等()人 機長名() 操縦士2、隊員()、整備士()、要救助者()、医師その他() 搭載燃料()活動開始時重量の OGE HOV 重量比()%			
着陸場所	機長				
地上支援	機長	有 無	有 無	有 無	
特記事項	指揮所長				
安全管理者の助言	可 否				
助言を受けた時刻	時 分				
出場の可否の判断	可 否				
判断者	<input type="checkbox"/> 防災航空隊長		<input type="checkbox"/> 安全管理者		
判断時刻	時		分		

管理者のチェック

チェック項目	<input type="checkbox"/> 必要な項目にチェック漏れはないか <input type="checkbox"/> その他安全運航に影響を及ぼす事項の有無（特記事項の確認） <input type="checkbox"/> 県庁においてのみ知り得た活動現場のリスク情報は無いか
特記事項	
出場の可否の決定	可 否
飛行承認者	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 副総括管理者 <input type="checkbox"/> 総括管理者
飛行承認時刻	時 分

様式第9号(第4章 8)

危機管理部長	危機管理次長	危機管理次長	防災課長	管理調整監	防災支援監	防災対策監	防災情報管理監	地域支援係	災害対策係	防災情報管理係

センター長	安全管理者	運航隊長	消防航空隊長	活動指揮者	起案
管理班		運航隊	消防航空副隊長		

年 月 日

総括管理者 様

防災航空隊長

緊急運航報告書 (若鮎○)

(No.)

活動種別	要請機関
消防覚知日時	
要請日時	
発信者	受信者
発生場所	
現地の気象	天候 風向風速 m/s 気温 °C 視程 km
活動実績	
出場隊員	機長
	副操縦士
	整備士
出場日時	
帰隊日時	
着陸場所 (地上停留時間)	
地上停留時間計	
総飛行時間	
総所要時間	
消火	回 資機材搬送 回 kg
救助	回 人 情報収集 回
救急	回 人 調査 回
	回 人 その他 回

災害状況						
活動時系列	日付	時刻	細部活動内容、出来事他			
	搭乗者の情報	区 分	階級・氏名	性別	年齢	住所または所属
特記事項						
	※使用資機材、現地給油量、その他参考となる事項等					
	記載者					

※「活動時系列」及び「搭乗者の情報」の行は、記載する項目数に応じ適宜加除すること。